



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 建築基準法による道路の指定
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
……(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……二
- 開発行為に関する工事完了
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……四
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出
……(環境局総務部環境政策課)……四
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催
……(同)……四
- 東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱
……(下水道局)……五

告示

●東京都告示第六百六十八号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八
条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目地区市街地再開発組

合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項
において準用する同法第十九条第一項の規定により、次の
ように告示する。

令和三年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称
虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十八年一月六日から令和二年十二月三十一日ま
で
- 三 施行地区
港区虎ノ門一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
港区西新橋二丁目十五番三号
平成二十八年一月六日
- 五 変更の内容
事業施行期間に、令和三年四月二十日から同年七月三
十一日までを加える。
- 六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和三年四月二十日

●東京都告示第六百六十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと
おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。
令和三年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和三年四月五日	あきる野市引田字阿岐野一番一から同番四まで、二番一、同番二、三番一、同番二、四番一から同番四まで、五番、六番一、同番二、七番一、同番二、八番、九番、十番一、同番三、同番四、同番六、十八番一、同番四、同番五、十九番二から同番四まで、二十番一、三十六番三、引田字櫻ノ岡二百五十一番一、二百五十五番一、同番二、二百五十七番一、二百五十八番、二百五十九番一から同番三まで、二百六十番から二百六十八番まで、二百六十九番	延長 二一五六・二四 幅員 六・〇〇 一・二〇〇

- 一、同番二、二百七十番、二百七十五番
- 一、二百七十九番一、同番四、二百八十五番、二百八十五番三、三百三十一番六、伊奈字引田ノ上六百五十一番一、六百五十二番一から同番三まで、同番五、六百五十三番一から同番四まで、六百五十四番から六百五十七番まで、六百五十八番一から同番三まで、六百五十九番一、同番三、六百六十三番、六百六十三番、六百八十四番一から同番三まで及び六百八十五番一から同番四までの各一部

●東京都告示第六百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和三年二月一日

付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社オーボックス	地域でいちばん	大田区大森西3-32-17 フラットフォーレスト1008				
シマダリビングパートナーズ株式会社	ひばり訪問介護ステーション陸公園	世田谷区大蔵1-6-18	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社サンバランス	ハートケアセンター千歳船橋	世田谷区船橋1-54-10 セラータクト101				
plus it.株式会社	plus arch	杉並区和泉3-52-16 和泉岩番館				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ富士見台	練馬区富士見台2-4-16 大野ビル2階				
スマイルライフ合同会社	スマイルライフ	足立区神明南2-15-15 コーポ宇佐美Ⅲ102				
株式会社コネクト	希望のまち船堀訪問介護事業所	江戸川区東小松川4-54-16 パールヒルズ201				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社オーボックス	地域でいちばん	大田区大森西3-32-17 フラットフォーレスト1008				
シマダリビングパートナーズ株式会社	ひばり訪問介護ステーション陸公園	世田谷区大蔵1-6-18	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社サンバランス	ハートケアセンター千歳船橋	世田谷区船橋1-54-10 セラータクト101				
plus it. 株式会社	plus arch	杉並区和泉3-52-16 和泉岩番館				
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ富士見台	練馬区富士見台2-4-16 大野ビル2階				
スマイルライフ合同会社	スマイルライフ	足立区神明南2-15-15 コーポ宇佐美Ⅲ102				
株式会社コネクト	希望のまち船堀訪問介護事業所	江戸川区東小松川4-54-16 パールヒルズ201				

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
plus it. 株式会社	plus arch	杉並区和泉3-52-16 和泉岩番館				

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社心泉	生活介護事業所 らっこかん2号館	足立区梅田3-18-1	知的障害者	精神障害者	難病等対象者	

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人ハッピーネット	ゆめの園上宿ショートステイ事業所	練馬区北町2-30-5	身体障害者	知的障害者	障害児	
特定非営利活動法人東京自立支援センター	ともいーるポ	国立市泉5-20-4	知的障害者			

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人まるま荘	品川宿	品川区戸越5-11-7 FMビル	精神障害者			

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社スタートライン	就労移行支援 りはり渋谷	渋谷区東1-26-30 SHIBUYA EAST BLDG. 2階	知的障害者		精神障害者	

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
GfId Works株式会社	GFTD WORKS	新宿区喜久井町20 ニシカワビルB2, B1, 2階	精神障害者			
有限会社パーソナルアシスタント町田	roots	多摩市鶴牧1-12-9 プリムローズ1階、201	身体障害者 (肢体不自由、内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人大田幸福会	ケアサポート幸福	大田区西糞谷2-31-2 大田幸福会ラナハウス西糞谷101				

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社アルファクロス	コージネスホーム東矢口	大田区東矢口1-15-17
株式会社コノヒカラ	グループホームコノヒカラ	豊島区
一般社団法人ここの空	グループホームここの空	練馬区
社会福祉法人ハッピーネット	ゆめの園上宿ホーム	練馬区北町2-30-5
社会福祉法人共慈会	グループホーム 虹の風	江戸川区
株式会社はっぴーライフ	ちやお小金井中町	小金井市中町1-9-12
KMRE関東株式会社	KMRE多摩	日野市大坂上1-16-21
ピーサイドユー株式会社	ピーハウス東久留米	東久留米市八幡町2-5-20 JUN シャトー東久留米101

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年四月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市中和泉四丁目五百七十二番の一部(第一工区)
 西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

小平市上水本町二丁目千七百八番九、同番十二、同番二十三、同番二十八、同番四十三及び同番四十四

西東京市芝久保町四丁目二十六番三三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋

西東京市栄町一丁目五百九十七番一及び同番六

西東京市東伏見三丁目六番十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

狛江市東野川四丁目百十二番、百十三番一、同番三及び百四十一番四

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
 誠賀建設株式会社
 代表取締役 加賀美 誠

府中市矢崎町五丁目二番二、同番二地先、同番三、四番三、同番三地先、同番四から同番六まで及び同番十八

西東京市北原町三丁目二番二十二号
 株式会社アーネストワン
 代表取締役 松林 重行

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八条第一項の規定に基づき、光が丘清掃工場建替事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和三年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 東京二十三区清掃一部事務組合
 管理者 山崎 孝明

千代田区飯田橋三丁目五番一号
 対象事業の名称
 光が丘清掃工場建替事業

二 工事着手の年月日
 平成二十八年九月二十六日

三 工事完了の年月日
 令和三年三月十五日

四 届出日
 令和三年三月二十九日

五 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、北清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について

都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一日時

令和三年五月二十日(木曜日)午後一時三十分開始

二 場所

北区赤羽会館 大ホール

北区赤羽南一丁目十三番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和三年五月六日(木曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

東京都下水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和三年四月二十日

東京都下水道局長 神 山 守

別表8の項中「流域下水道本営管理課」を「流域下水道本営管理課」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

